

**国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の第4期中長期目標の変更（案）に対する  
総務省国立研究開発法人審議会からの意見（案）**

**【大項目Ⅲ】**

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響について、現時点で確定的な見通しを持つことは困難である。第4期中長期目標期間が2025年度までという点に鑑みれば、「感染症に対する対応力を持つ社会の実現」などとすべきではないか。また、こうした社会への宇宙システムの貢献方策は多様であり、あまり限定した記載とすべきではない。
- ② 今後、アルテミス計画への貢献が求められる中、国際宇宙ステーションに関しては、リソース配分や民間活力の利用、持続可能性などの観点も踏まえた目標とするべきではないか。
- ③ 「知的財産活動」については、どのようなことを行うのか具体的に記載するべきではないか。特に、科学技術の研究開発の成果保護と先端技術の社会還元の見点で明確にするべきと思われる。
- ④ 宇宙探査技術について、民間企業・大学が持つ技術を「取り入れる」のみではなく、民間企業による宇宙探査にJAXAが協力するという場合もあると考えられるため、より幅広い可能性を残した記述の方がよいのではないか。
- ⑤ 3.5「衛星リモートセンシング」における「重大な経営判断等に不可欠な地球観測データ等」の記載について、投資判断や経営判断のために直接に衛星データが利用されることは少ないと思われるため、後継ミッションの検討のために直接的に参照されるべきものであるかは疑問。少なくとも、「ルール作り・政策決定」と同列に掲げられるべきものではないのではないか。

- ⑥ 3.7「国際宇宙探査」について、「新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）による」と限定せず、「ゲートウェイへの新しいロジスティクスの提供」などとした方が、HTV-Xも含みつつ、より開発の幅が広がってよいのではないかと。
- ⑦ 3.8「ISSを含む地球低軌道活動」について、民間事業者の裁量や役割を増大させる方策及び需要拡大に必要となる支援制度等の「検討を進める」だけでなく、「実施」しなければならないのではないかと。また、新興国によるISS利用が、結果として社会課題の解決に役立つことは想定されるが、それには当該国の取り組みに依存する面も大きい。JAXAの業務運営の目標としてSDGsの達成そのものを掲げてしまうと、JAXA自身としては対応できない範囲の結果を求められることになるのではないかと。
- ⑧ 3.10「衛星通信等の技術実証」について、衛星通信技術開発に関する記述がきわめて抽象的であるため、宇宙基本計画における記載と同程度に具体的な形でJAXAとしての目標を定めるべきではないかと。
- ⑨ 技術試験衛星（9号機）への対応やコンステレーション用衛星通信技術開発の記載を3.10あるいは4.2に記載すべきではないかと。
- ⑩ 4.2中「また、「宇宙分野における知財対策と支援方向性（令和2年3月31日内閣府・経済産業省決定）」を踏まえ、JAXAは自らの研究開発成果における知財保護を適切に実施し、ベンチャー企業等を含む民間事業者が活用しやすい運用を行うことで、JAXAの知的財産がより一層活用されることを目指す。」の記載については、活用に関することであり、4.1に記載することが適当ではないかと。

## 【大項目VI】

- ①「人事に関する事項」について、「人文・社会科学系の高度な知識を有する人材の発掘・育成」は漠然としすぎており、ど

ういう人材が必要かを明記すべきではないか。例えば、宇宙空間を人類のためにどのように利活用すれば良いかを戦略的に思考できる人材をイメージしているということか。

**【評価軸及び関連指標】**

- ① P3 のモニタリング指標について、「事業等の創出数」などの数のみならず、「経済的な指標としての事業規模、売上高」を入れるべきではないか。
- ② P4 の「国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果」について、衛星に関する例も挙げるべきではないか。
- ③ P4 の「外部資金等の獲得・活用の状況」について「科研費等の」と例示する必要はなく、単に「外部資金の獲得金額・件数等」とするべきではないか。
- ④ 6.2 のモニタリング指標「国民の理解増進効果及び次世代への教育効果の状況」について、もう少し具体的な指標とすべきではないか。
- ⑤ 「情報収集衛星」について、評価が非常に困難。受託業務は、委託者が評価すべき業務ではないか。受託業務の内容およびその実施状況を評価可能なレベルで開示することができないのであれば、評価を「意見を述べる」程度に留めることや、評価対象から外すことを検討すべきではないか。
- ⑥ 「研究開発等の実施に係わるマネジメントの状況」の例について、「コスト管理」や「予算管理」も明記すべきではないか。
- ⑦ 「知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数」について、知的財産を権利化するか否かは、技術の性質に応じて、その保護及び活用のために権利化することが適切か否かという基準から判断されるべきものであり、一概に、権利数が多いほど望ましいというものではない。「知的財産管理の適切さ」といった形の指標が適切ではないか。

- ⑧ 例えば低軌道の観測衛星や、これを実現するための高速通信試験衛星など評価項目が重なり合う場合がある。こうした項目の評価に当たっては、それぞれの項目で評価すべきか明らかにする必要がある。